

平成 29 年（㉔）第 2 号 玄海原発再稼働禁止仮処分申立事件

債権者 長谷川 照 ほか

債務者 九州電力株式会社

補充書面20
—水素爆発対策に関する反論—
債務者準備書面5第3の1について

2017（平成29）年8月25日

佐賀地方裁判所 民事部御中

債権者ら訴訟代理人

弁 護 士 板 井 優

弁 護 士 河 西 龍 太 郎

弁 護 士 東 島 浩 幸

弁 護 士 椛 島 敏 雅

弁 護 士 田 上 普 一

外

1 はじめに

債務者は、自らの評価によれば、事故時に発生する水素濃度は、水素爆発の発生する水素濃度 13.0vol%に達しないので、水素爆発の危険性はない旨主張する（準備書面 5・6 頁～）。

しかし、債務者の説明する評価方法には、必要であるはずの前提条件を、不都合な評価結果を回避するために恣意的に無視している箇所がある。

2 不確かさの影響評価において安全側条件を恣意的に無視していること

- (1) 債務者は、水素爆発の発生する水素濃度が 13.0vol%（ドライ濃度換算）であるところ、ジルコニウム－水反応により発生する水素濃度は最大で 12.8vol%にとどまるから、水素爆発の恐れはないと主張する（準備書面 5・7～8 頁）。

ここで、かかる債務者の水素濃度の評価方法において注目すべきは、上記水素濃度は、イグナイタが機能しないという前提で試算しているという点である（準備書面 5・7 頁 4 行目～）。

イグナイタは、電気ヒーターにより発生した水素を強制的に燃焼（爆発）させ、水素濃度が高まることを防止する装置であるが、過酷事故時にイグナイタが確実に起動するという保証がない以上、イグナイタが機能しないという安全側に立った条件を付加することは妥当であり、その点では債務者の評価方法は妥当といえる。

- (2) ところで、債権者らは、補充書面 7 において、上記のような債務者の試算に対して、水素の発生原因はジルコニウム－水反応だけでなく、溶融炉心がコンクリートと反応する溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）も考えられるのであるから、MCCI による水素発生をも考慮すれば、水素濃度は 12.8vol%を超える可能性があると指摘した（補充書面 7・9 頁～）。

これに対して債務者は、MCCI による水素の発生も合わせて評価を行ったが、水素濃度は 9.5vol%にとどまると主張する（準備書面 5・7 頁 16 行目～）。

しかし、ここで注目すべきは、MCCI による水素の発生を合わせた評価においては、なぜかイグナイタと静的触媒式水素再結合装置（PAR）がきちんと機能することを前提条件としているという点である（同 17 行目～）。

前記のとおり、債務者は、ジルコニウム－水反応による水素濃度の評価においては、「イグナイタが機能しないという安全側の条件も付加している」としながら、なぜか、MCCI による水素発生を合わせて評価する際には、かかる「安全側の条件」を外しているのである。

- (3) かかる債務者の主張から容易に推測されるのは、MCCI による水素発生を合わせ評価する場合に、イグナイタが機能しないなどの「安全側の条件」を付加してしまうと、水素爆発の可能性のある 13.0vol%を超えるという試算結果が出てしまうという事実である。かかる不都合な結果を隠匿するために、一度は自ら付加した「安全側の条件」を外したという事実である。

このようなあまりにも恣意的・ご都合主義的な評価態度が厳しく咎められるべきは当然であるが、より重要なのは、MCCI による水素発生を合わせた評価では、水素濃度が 13.0vol%を上回りうる可能性が高いということ、すなわち、水素爆発の可能性は払しょくされていないということである。

それにもかかわらず債務者が水素爆発の可能性を否定するのであれば、なぜ、水素の発生原因が違っただけで「安全側の条件」を付加したりしなかったりという評価方法が許されるのかについて合理的な説明を行うべきであるし、かかる説明がなされない限りは、水素濃度が 13.0vol%を下回るという債務者の評価方法を適当と認めることは許されないというべきである。

3 まとめ

以上のとおり、債務者の水素濃度に関する評価方法には、看過できない問題があり、水素爆発の危険性は否定できない。

以上